

福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）（案） 概要版

1 福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）について

○ 福生市では、平成27年3月に「福生市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。子どもたちが健やかに成長し、子育てをする方の悩みや不安を取り除くことができるよう、「子育てするなら ふっさ」をスローガンに様々な事業を展開してきました。

○ この度、更なる施策の進展を目指し、「福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定します。教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用見込みを算定し、事業の拡充を図る体制を定めるとともに、生まれる前からおおむね18歳までを対象とした切れ目のない支援による子育て環境の充実を図ります。市民が心から「住んでよかった」「住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりを目指していきます。

2 計画の位置づけと期間

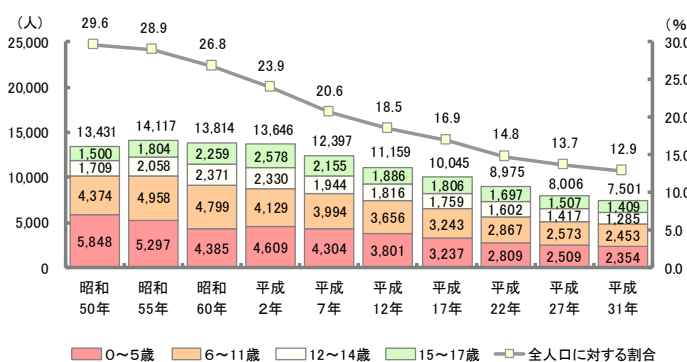
本計画は、「子ども・子育て支援法」・「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画で、子ども・子育て支援策を推進するものです。「福生市総合計画（第5期）」に即するとともに、その他の関連計画との整合を図ります。また、放課後児童対策、児童虐待防止対策、子どもの貧困対策、子供・若者対策を盛り込んだ計画とします。

計画期間は5年間とし、実施期間を令和2年度から令和6年度までと定めます。

3 福生市の現状

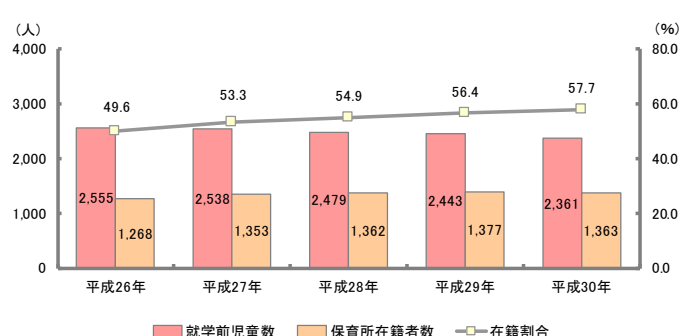
【子どもの人口（18歳未満）の推移】

全人口に対する18歳未満の子どもの数の割合は、昭和50年の約3人に1人（29.6%）から、平成31年には約8人に1人（12.9%）と少子化が進行しています。



【就学前児童数と保育所在籍者数の推移】

就学前児童数は年々減少していますが、保育所在籍者数は増加傾向にあります。なお、約6割が保育所に在籍しています。



資料：就学前児童数：住民基本台帳（各年4月1日）、事務報告書
保育所在籍者数：子ども育成課（各年4月）

4 第2期計画に向けた課題

(1) 「基本目標1 家庭・地域における子育ての支援」について

- 家庭環境等の変化により多様化する相談に応えられるよう、情報提供や相談業務の充実を図り地域ぐるみで子どもを見守る体制を整える。
- 地域の人材や資源を活用した子どもの居場所づくりや遊び・学び・食事を通じて必要な力を培う環境づくりを進める。

(2) 「基本目標2 母と子の健康を守り増進する」について

- 妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮し、母子保健関連施策との連携を確保する。
- 妊娠・出産・乳幼児期の支援に加え、悩みを相談できる機会と場所の提供や思春期保健事業の推進など切れ目のない支援の充実を図る。

(3) 「基本目標3 子どもの健やかな育ちを支援するまちづくり」について

- 保育サービスや学童クラブの充実を図るとともに、放課後の居場所づくりに取り組む。
- 子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援し、家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域での教育力も高めていく。

(4) 「基本目標4 子育てと仕事を両立できるまちづくり」について

- 働きながら安心して子どもを生き育てることができるよう、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方を更に浸透させていく。

(5) 「基本目標5 子どもにやさしいまちづくり」について

- 福生市の特性や今ある地域の資産の活用、家庭・学校・地域・行政等との連携など、社会全体で子どもにやさしいまちづくりを推進する。

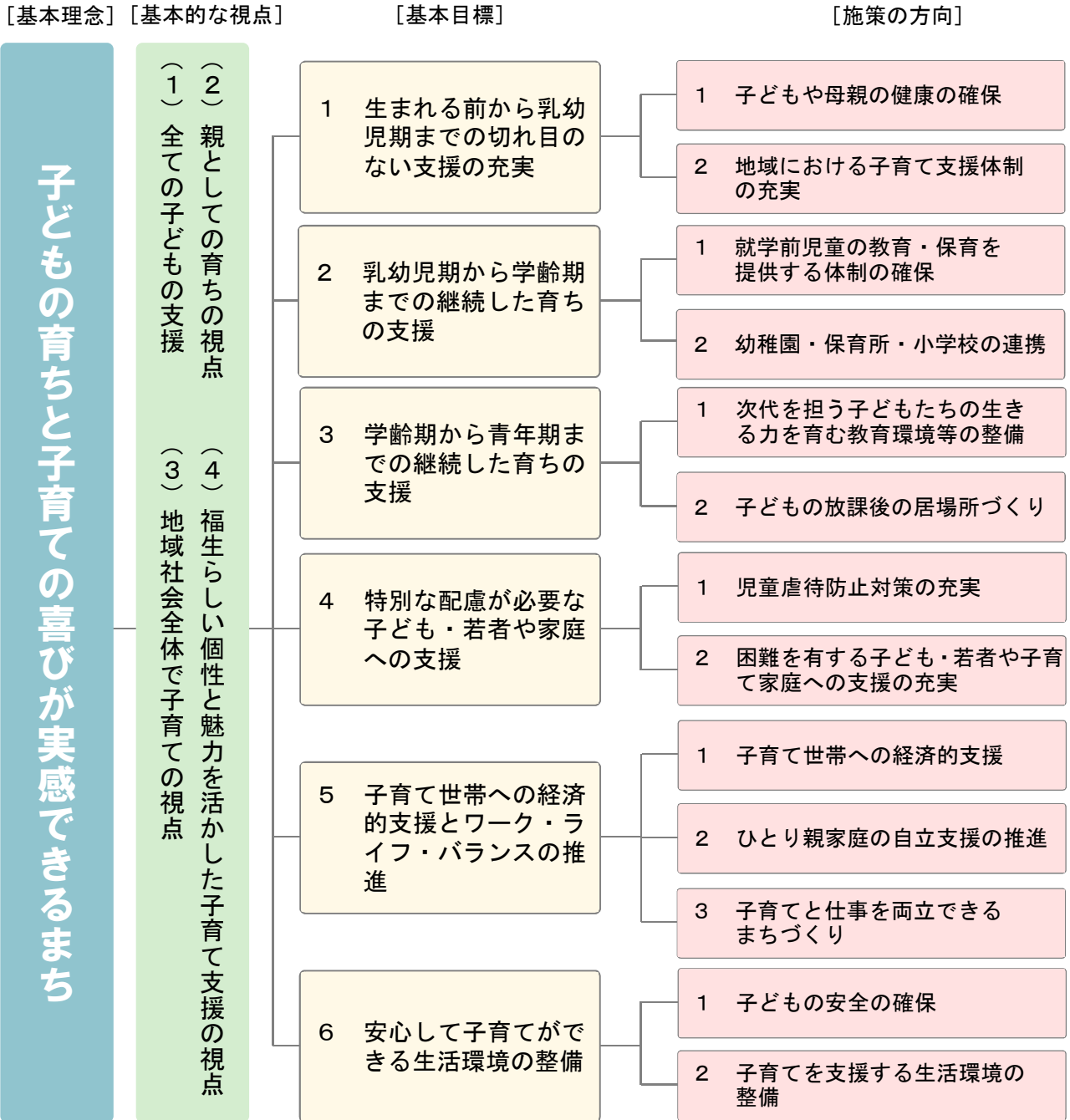
5 基本理念

福生らしい個性と魅力、強みを生かしながら、生まれる前から乳幼児期、学齢期、そして青年期と、切れ目のない子育て支援を推進することを目指し、以下の第1期計画の基本理念を継承します。

子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち

6 計画の体系

第1期計画では5つの基本目標を定めていましたが、子どものライフステージに着眼し、第2期計画では次の6つの基本目標を定めます。



7 施策の展開

基本目標 1 生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。また、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていきます。

[主な事業]

- ・母子健康手帳交付
- ・産後ケア事業
- ・子育てサロン「はとぼっぼ」
- ・食に関する相談・指導
- ・子育て世代包括支援センター事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・乳幼児健康診査
- など

基本目標 2 乳幼児期から学齢期までの継続した育ちの支援

発達に応じた教育・保育を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、学齢期となる小学校生活へスムーズに移行ができるよう関係機関等の連携が深まる取組を進めます。

- [主な事業]
- ・認可保育所による通常保育の実施
 - ・病児保育 ・病後児保育
 - ・幼稚園における預かり保育の充実
 - ・保育所・幼稚園と小学校との連携 など

基本目標 3 学齢期から青年期までの継続した育ちの支援

家庭、学校、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生み育てる喜びや楽しさを理解できるような取組を推進します。

- [主な事業]
- ・ICT 推進委員会の設置
 - ・不登校対策事業
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置
 - ・教育相談室の臨床心理士等による学校の巡回
 - ・ふっさっ子の広場事業
 - ・学童クラブ事業
 - ・一体型放課後対策事業 など

基本目標 4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援

相談対応の充実や児童虐待防止の取組を進めるため、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関との連携により支援の充実を図ります。また、心身に障害のある児童、外国籍の家族を持つ家庭、子どもの貧困、ニートやひきこもり等で悩む方について支援の充実を図ります。

- [主な事業]
- ・子育て世代包括支援センター事業
 - ・児童虐待防止のネットワークづくり
 - ・障害児相談支援
 - ・多言語によるパンフレットの作成
 - ・児童育成手当（育成手当）
 - ・子どもの学習支援事業 など

基本目標 5 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進

働きながら安心して子どもを生み育てることができるよう、子育て世帯への経済的支援とともに、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進し、子育てと仕事とのバランスが取れる働き方を支援する取組を推進します。

- [主な事業]
- ・児童手当
 - ・乳幼児医療費助成制度
 - ・就学援助費・特別支援教育就学奨励費支給事業
 - ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供と啓発活動の充実
 - ・パパママクラス など

基本目標 6 安心して子育てができる生活環境の整備

子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、伸び伸びと自由に行動できるよう、親子が安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

- [主な事業]
- ・交通安全教育の推進
 - ・子どもたちへの災害対応
 - ・被害児童のカウンセリング
 - ・良質なファミリー向け住宅の供給誘導
 - ・歩道の整備 など